

四條畷市公共施設建築に係るシックハウス対策指針

1. 目的

近年、建物の高気密化や化学物質を放散する建材等の使用により、新築や改築後の建物において、化学物質による室内空気汚染が発生し、体調不良（いわゆるシックハウス症候群）が生じていることが指摘されている。

この症状は多様であり、発生の仕組みなど未解明な部分も多く、国等においても建築基準法の改正など、対策はとられているものの解決には至っていない。

四條畷市では、市の発注する建築工事において、より高い安全性を確保し、シックハウス症候群の発生を防止することを目的にこの指針を定める。

1. 適用範囲

この指針は、四條畷市が発注する建築工事に適用する。

1. 使用建材の選定

建築工事に使用する建材等のうち、室内空気汚染に影響を与える恐れのある建材等については、温度35°C、湿度50%の環境下での揮発性有機化合物放散速度データを用いて推定した濃度が、厚生労働省が定める（別紙1）13物質の個別物質濃度の指針値以下であることを基本とする。

1. 施行期日

この指針は、平成16年1月1日から施行する。